

令和 9 年度交付分

鹿沼市コミュニティ助成事業補助金
(宝くじ)

募 集 要 項

募集期間

令和 8 年 6 月 1 日(月)～令和 8 年 6 月 30 日(火)

鹿沼市 市民部 市民協働課

電 話:0289-63-2240

FAX:0289-60-1001

メール:kyoudou@city.kanuma.lg.jp

1 本補助制度の目的

コミュニティ活動に必要な備品の整備費用の一部を補助することで、コミュニティ活動の充実、強化を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

《本補助制度の仕組み》

- ・本補助制度は、一般財団法人自治総合センター(以下、「センター」という)が宝くじ収益金を活用して行うコミュニティ助成の支援を受けて市が実施する補助制度です。
- ・皆様から応募のあった案件は、市からセンターへ付託し、センターにより審査、承認を受けることで、交付されます(例年1~2件が承認されます)。
- ・センターへ付託する際に優先順位をつける必要があるため、付託に先立ち抽選を行います。

2 制度の概要

(1)対象者

ア 次のいずれかに該当する団体

- ・自治会
- ・自治会協議会
- ・コミュニティ推進協議会

イ 過去にこの補助金の交付を受けた団体は、交付を受けた年度から10年を経過するまで申請することができません。

(2)対象事業及び経費

申請団体のコミュニティ活動の充実・強化のための、**備品の購入**

※整備した備品には、宝くじ社会貢献広報のための「クーちゃんマーク」を表示しなければいけません。なお、広報表示にかかる経費(シール等の作製費)も対象となります。

※以下のものは、補助の対象外となります。このほかにも、センターの規定により対象外となる場合があります。

- ・球状の物など、「クーちゃんマーク」の表示を付けることができないもの
- ・土地や建物に固定するもの
- ・特注品(既存製品への名入れを除く)

《参考》

広報表示については、(一財)自治総合センターホームページに掲載されている「宝くじ社会貢献広報:表示に関するデザインマニュアル」に則って作製する必要があります。サイズや方法に迷う場合は、事前にお問い合わせください。

URL:<https://www.jichi-sogo.jp/enterprise>

(3)補助割合及び金額

補助割合:10/10(ただし10万円未満は切り捨て)

補助金額:100万円~250万円

《参考》

対象経費が167万円の場合:補助金額160万円+自己負担7万円

3 スケジュール

時期	内容
令和8年6月1日(月)	・応募の受付開始
6月30日(火)17時	・応募の受付終了
7月28日(火)10時	・抽選会(詳細は、申請者宛てに改めて通知します。)
10月	・市からセンターへ審査を付託
令和9年3月	・センターから審査結果の通知
4月~12月	・市補助金の交付申請、事業実施

4 応募手続き

交付対象の認定を受けるためには、次の書類を市民協働課窓口へ提出してください。やむを得ず郵送する場合は、事前に市民協働課まで電話連絡することとし、受付期間内必着とします。

※原則、コミュニティセンター及びまちなか支援室でのお預かりはできません。

《提出書類》

(1)助成事業補助金利用希望届出書(様式第1号)

※市ホームページからダウンロードできます。

(2)団体規約の写し

(3)令和8年度の事業計画書及び収支予算書の写し

※総会資料可。ただし、必ず自治会名を記載してください。

(4)金額積算根拠(見積書及びカタログの写し等)

※見積書は有効期限の日付を記入しないで提出してください。

(5)その他市長が必要と認める書類

5 抽選

(1)応募団体の中から抽選で上位2団体を選出し、センターへ付託します。応募が2件のみの場合も、抽選を行い、優先順位を付してセンターへ付託します。

(2)抽選結果が3番目以降の団体はセンターへ付託できません。次年度以降も助成を希望する場合、再度抽選に申込み必要があります。

※抽選で上位 2 団体となりセンターへ付託したものの、センターから不採択を受けた場合も同様です(前年の抽選結果は次年度に繰り越されません)。

6 事業の実施 ※抽選会当選後の流れ

(1)補助金の交付

ア センターから承認を受けた団体は、次に掲げる書類を提出し補助金の交付申請をしてください。必要に応じて、その他の書類の提出を依頼する場合があります。

- ① 補助金等交付申請書(様式第4号)
- ② 補助事業等実施計画書(様式第5号)
- ③ 補助事業等収支内訳書(様式第6号)
- ④ その他市長が必要と認める書類

イ 補助金の交付が承認された団体は、次に掲げる書類を提出し補助金を請求してください。

また、必要に応じて②の書類も併せて提出してください。

- ① 補助金等交付前金払請求書 (様式第12号)
- ② その他の書類(委任状(様式第 17 号)、入金口座等の書類等)

(2)事業の報告

本事業を実施した団体は、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を提出し事業完了の報告してください。

- ア 補助金等実績報告書(様式第13号)
- イ 補助事業等実績書(様式第14号)
- ウ 補助事業等収支決算書(様式第15号)
- エ 領収書(宛名が自治会名になっているもの、内訳が分かるもの)
※内訳の記載がない場合は、請求書や納品書を添付してください。
- オ 管理運営規程、備品台帳
- カ 建物・土地の使用承諾書 ※必要な団体のみ
- キ 整備した備品の写真(全体がわかるもの、「クーちゃんマーク」がついていることがわかるもの)
- ク その他市長が必要と認める書類

7 注意事項

(1)利用希望にあたっては、役員会や総会で承認を得る等、団体の総意の上で届け出を行ってください。

(2)補助の決定についてはセンターの規定に基づくため、詳細等について、市ではお答えできない場合がございます。

8 問合せ・提出先

市民部 市民協働課 コミュニティ推進係
 住 所:〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1
 電 話:0289-63-2240 FAX:0289-60-1001
 メール:kyoudou@city.kanuma.lg.jp

《参考》 過去10年間の補助実績一覧

年度	活用団体	用途
H29	南摩地区コミュニティ推進協議会	夏まつり物品
	府中町自治会	秋まつり物品
	東部台地区コミュニティ推進協議会	さくらまつり物品
H30	天神町自治会	祭り衣装、お囃子物品
	御成橋町自治会	お囃子物品
R1	東末広町自治会	お囃子物品
R2	上野町自治会	お囃子物品
R3	栃窪自治会	お囃子物品
	深岩自治会	お囃子物品
R4	上石川大字自治会	お囃子物品
	塩山町自治会	お囃子物品
R5	下日向自治会	お囃子物品
	磯町自治会	ランドゴルフ備品
R6	下沢自治会	お囃子物品
R7	中田町自治会	秋まつり用備品
R8	仁神堂町自治会	地域イベント・里山整備用備品
	樅山町自治会	集落センター用備品